

Ⅲ. 特定不妊治療について

○ 不妊治療に対する支援について

高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を平成16年度より実施しているところである。

先月29日に成立した平成21年度補正予算において、昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、助成金額について、現行の「1回当たり10万円まで」を「15万円まで」に拡充したところである。また、不妊症の要因は様々あるがその要因や治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深めるための「普及啓発事業」を併せて実施することとしている。（資料1, 2, 3）

なお、助成額の拡充分については、平成21年度予算で申請又は助成決定した者を対象とすることとしているので、各都道府県等におかれては、これらを踏まえ、積極的な取り組みをお願いする。

さらに、今回の拡充に伴う地方負担分については、内閣府が予算計上している（目）地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象になるので、積極的に活用されたい（資料4）。

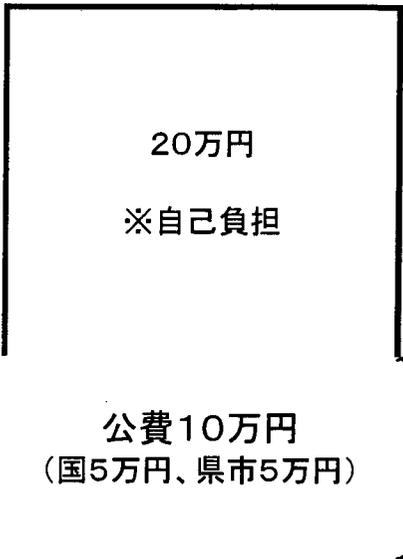
特定不妊治療の支援について

給付事業

昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

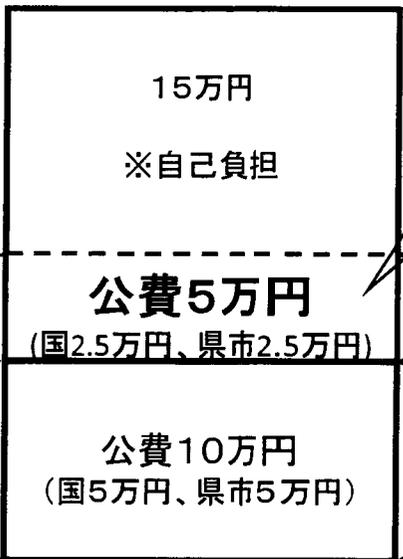
<現状>

1回当たり



<拡充後>

1回当たり



年間10万円の引き上げ
(年2回まで給付可能)

公費拡充分

既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)

普及啓発事業

不妊になる要因は、加齢による妊孕力の低下や、卵管閉塞、子宮内膜症、造精機能障害など様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、治療を行う夫婦のみならず、その家族や、一般の者にも不妊治療に関する理解を深める。



(※1) 特定不妊治療費助成事業
 ○1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
 ○所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)
 ○実施主体・都道府県、指定都市、中核市

(※2) 子ども家庭総合研究事業
 ○不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定

母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱一部改正新旧対照表

新

旧

別表3

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健衛生費国庫負担金	(略)			
結核児童日用品費等負担金	(略)			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	(略)		
	療育指導事業	(略)		
	生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)		
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 $\frac{150,000\text{円} \times \text{実施件数}}{\text{（※うち50,000円については、平成21年5月29日以後に請求があった分について適用）}}$ 2 事務費 (1) 定額分 $3,000,000\text{円}$ (2) 登録管理 $530\text{円} \times \text{登録組数}$ (3) 医療機関旅費 $6,860\text{円} \times \text{か所数}$	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健衛生費国庫負担金	(略)			
結核児童日用品費等負担金	(略)			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	(略)		
	療育指導事業	(略)		
	生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)		
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 $100,000\text{円} \times \text{実施件数}$ 2 事務費 (1) 定額分 $1,520,000\text{円}$ (2) 登録管理 $530\text{円} \times \text{登録組数}$ (3) 医療機関旅費 $6,860\text{円} \times \text{か所数}$	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	

母子保健衛生費等国庫負担(補助)金実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p>雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p>一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p>一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p>一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p> <p>一部改正 雇児発第0515001号 平成21年5月15日</p> <p>一部改正 雇児発第 ※ 号 平成21年※月※日</p>	<p>雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p>一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p>一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p>一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p> <p>一部改正 雇児発第0515001号 平成21年5月15日</p>
<p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区长</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。</p>	<p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区长</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。</p>

新

旧

別紙

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 (略)

第2 事業内容

1～3 (略)

4 特定不妊治療費助成事業

(1)～(6) (略)

(7) 助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。

(8)～(9) (略)

(10) 広報活動等

① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るとともに、不妊の要因は加齢による妊孕力の低下や子宮内膜症など様々あり、その要因や不妊治療に関して、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための周知を図るなど、広く広報等を行うこと。

②～③ (略)

(11)～(12) (略)

別紙

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 (略)

第2 事業内容

1～3 (略)

4 特定不妊治療費助成事業

(1)～(6) (略)

(7) 助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき10万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。

(8)～(9) (略)

(10) 広報活動等

① 本事業の実施に当たっては、不妊治療全般に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図ること。

②～③ (略)

(11)～(12) (略)

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定

※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設の高消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等